

県営西公園官民連携事業

特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

令和6年4月

福岡県建築都市部公園街路課

※本契約書（案）は、特定公園施設の整備及び譲渡に係る内容を記載したものであり、本県と公募設置等予定者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

県営西公園官民連携事業 特定公園施設整備・譲渡契約書（案）

県営西公園官民連携事業（以下「本官民連携事業」という。）に関して、福岡県（以下「甲」という。）と、認定計画提出者のうち特定公園施設を整備・譲渡する●●●●（以下、「乙」という。）との間で、次の条項により特定公園施設整備・譲渡契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した事業実施協定を遵守するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、事業実施協定に定められた通りとする。
- 3 乙は、事業実施協定の規定に従って、令和●年●月●日までに特定公園施設の所有権を甲に譲渡するものとする。
- 4 甲及び乙は、協議により、前項に示す譲渡期限日を変更することができるものとする。

（譲渡対価）

- 第2条 特定公園施設の譲渡対価は、特定公園施設の整備に要する費用として●●円（うち消費税及び地方消費税額 ●●円）とする。

（譲渡対価の支払）

- 第3条 乙は、特定公園施設を甲に引き渡した後に、特定公園施設の譲渡対価の支払を書面により甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設の譲渡対価として第2条に定める金額を乙に支払うものとする。

（延滞利息）

- 第4条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した場合には、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めるときは、乙は延滞利息を免除するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本契約の目的以外に使用してはならない。但し、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令又は福岡県情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(契約の費用)

第6条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(本契約の変更)

第7条 本契約は、甲及び乙の書面での合意がなければ変更することができない。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は福岡地方裁判所とする。

(協議)

第9条 本契約又は事業実施協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議により解決するものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

●年 ●月 ●日

(甲) 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事 服部 誠太郎 印

(乙) 所在地
商号及び名称
代表者名 印